（医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針の一部改正）

第十六条　医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針（平成二十八年厚生労働省告示第二百八十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後				改正前			
第３　経営力向上に関する事項 １　（略） ２　経営力向上の実施方法に関する事項				第３　経営力向上に関する事項 １　（略） ２　経営力向上の実施方法に関する事項			
	病院	有床診療所	無床診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所等		病院	有床診療所	無床診療所、あん摩マッサージ指圧、はり又はきゅうを行う施術所、柔道整復の施術所、助産所、歯科技工所及び看護業の事業所等
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
マネジメントに関する事項	・入院・外来に対応する医師等の柔軟な配置、関連する他の医療機関との間における看護師等による支援 ・夜間・休日の適切な人事配置 ・かかりつけ医又は在宅医、介護・福祉事業者等との連携 ・高度急性期、急性期、包括期、慢性期等地域の医療提供体制の中での役割の明確化	（略）	（略）	マネジメントに関する事項	・入院・外来に対応する医師等の柔軟な配置、関連する他の医療機関との間における看護師等による支援 ・夜間・休日の適切な人事配置 ・かかりつけ医又は在宅医、介護・福祉事業者等との連携 ・高度急性期、急性期、回復期、慢性期等地域の医療提供体制の中での役割の明確化	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
３　（略）				３　（略）			

附　則

この告示は、令和九年四月一日から適用する。ただし、第二条、第十一条及び第十六条の規定は、令和八年十月一日から適用する。

○経済産業省告示第百二十一号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の規定に基づき、平成十六年経済産業省告示第百七十三号（輸出貿易管理令第四条第三項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物）の一部を次の表のように改正する。

令和八年九月十八日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
輸出貿易管理令第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。 一～三十　（略）	輸出貿易管理令第四条第三項第二号イ、第三号及び第四号の経済産業大臣が告示で定める貨物は、同令別表第二の三五の三の項（一）及び（六）に掲げる貨物のうち、次のいずれかに該当するものとする。 一～三十　（略）